

## 日本認知科学会 研究分科会活動補助金 使用ガイドライン

1. 本ガイドラインは会則の施行細則第9条にて定める「研究分科会」の活動補助金の運用に関し補足するものである。
2. 研究分科会の活動補助金は、年度内の上限を80,000円とする。
3. 活動補助金の運営は以下のとおりとする。
  - (1) 助成の対象は、常任運営委員会の決議によって設置された研究分科会とし、前年度から繰り越された研究分科会予算では賄いきれない活動が計画されている場合に申請できるものとする。使い切らなかった活動補助金については翌年度に繰り越すことができる。
  - (2) 研究分科会は、所定の様式に従って申請書を作成し、学会事務局に提出する。
  - (3) 活動補助金助成の採否は、常任運営委員会が決定し、研究分科会に通知する。
  - (4) 活動補助金の使途は、学会員が無料で（研究分科会が参加費を別途徴収するのであればその金額で）参加できる会合および研究分科会の運営にかかる経費とする。
  - (5) 研究分科会主査は、所定の様式（様式4）に従って、会計報告書を次年度の活動補助金申請時または研究分科会継続申請時まで学会事務局に提出する。
4. 本ガイドラインの改正は、常任運営委員会の承認を得るものとする。

### 附則

本ガイドラインは2021年7月16日より施行する。